

山梨県有機農業推進計画

平成28年3月

山梨県農政部

目次

はじめに

第1 有機農業の推進目標

- 1 有機農業の拡大
- 2 有機農業に関する技術の体系化と普及
- 3 有機農業に対する消費者の理解の増進
- 4 有機農業の推進体制の強化

第2 有機農業の推進施策

- 1 有機農業者等の支援
- 2 有機農業に関する技術の体系化と普及
- 3 有機農業に対する消費者の理解の増進

第3 有機農業の推進体制

- 1 県段階における推進体制の整備
- 2 地域段階における推進体制の整備

はじめに

近年、環境問題に対する消費者等の関心は高く、農業分野においても農業が持つ自然循環機能の維持増進や、環境保全を重視した生産方式への転換等の取組が重要となっています。

このような中、平成18年12月に我が国における有機農業の確立と発展を目的とする「有機農業の推進に関する法律」（以下「有機農業推進法」という。）が施行されるとともに、平成19年4月には「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「有機農業基本方針」という。）が策定され、平成26年4月に見直されました。

この新しい「有機農業基本方針」では、これまでの有機農業の推進に係る条件整備は一定の進捗が得られ、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者が増加しつつあり、有機農業の一層の拡大を図るよう努めることとしております。

本県では「有機農業推進法」及び「有機農業基本方針」に基づいて、平成20年に「山梨県有機農業推進計画」（以下「県推進計画」という。）を策定し、平成24年からは「やまなし有機の郷づくり推進事業」により、有機農業の推進を図ってきました。

この県推進計画により、本県有機農業の推進母体として「やまなし有機農業連絡会議」が設立され、生産者相互の交流や消費者に対して有機農業の啓発を図る取組を始めるとともに、有機農業の新規就農者が増加するなどの動きも見られています。さらに、試験研究機関では、有機栽培に関する試験研究の実施、普及機関では、試験研究の成果を現地ほ場で実証し地域への普及に取り組み、有機農業が生産現場に定着してきています。

今回「有機農業基本方針」が見直されたことを受け、「県推進計画」について見直します。この「県推進計画」は、「有機農業推進法」に定める基本理念に即し、有機農業の推進に関する施策についての基本となるものであり、就農希望者及び農業者が容易に有機農業に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、有機農業者、農業団体、行政等、関係者が一体となった推進体制を充実する中で、有機農業に関する技術の体系化と普及や有機農業に対する消費者の理解の増進など、有機農業の一層の拡大を図るための施策を推進するものです。

なお、この「県推進計画」の期間については、国の「有機農業基本方針」に即して、おおむね5年間とします。

第1 有機農業の推進目標

1 有機農業の拡大

新たに有機農業に取り組もうとする新規就農希望者や、有機農産物に対する需要の増加も見込まれることから有機農業の一層の拡大を図ることとします。

このため、現在の栽培面積約100haから、今後5年間で約200haまで拡大することを目標とします。

2 有機農業に関する技術の体系化と普及

有機農業については、基本的な技術の体系化が進んでいますが、病虫害等による品質や収量の低下が起りやすいこと、除草作業などに多くの労力がかかることなどの課題を抱え、安定した技術体系が確立されていない状況にあります。

このため、研究機関を中心に、本県の気象条件や地理的条件に適応した有機栽培の事例調査や果樹では環境負荷の低減に向けた栽培の検討を更に進めるとともに、野菜などでは安定的な品質・収量を確保できるよう地域で実践されている技術を適切に組み合わせることにより、有機農業の技術体系の確立を目指します。

また、有機農業者等に対して効果的な支援ができるよう、農業革新支援専門員や普及指導員を対象とした研修会の開催による資質向上や、有機農業者との情報交換などにより有機農業に関する普及指導の強化を図ります。

3 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要ですが、消費者の多くは、有機農業により生産される農産物を「安全・安心」、「健康によい」とのイメージを抱いているものの、有機農業は農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を大幅に低減するものであり、更に生物多様性の保全に資する農業の形態であるということへの理解は、十分とはいえない状況にあります。

このため、有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であること、また、有機農業で生産される農産物について、各種イベントでの啓発活動やインターネットなどを活用した情報提供を通じて、消費者の理解の増進を図ります。

4 有機農業の推進体制の強化

有機農業を推進し、その取組の拡大を図るためには、生産、流通・販売、消費、行政等の各分野の関係者が相互に連携・協力した体制のもとで、有機農業者等への支援を行うことが重要となっています。

このため、県段階では「県推進計画」に基づき、有機農業者や有機農業の推進に取り組む団体をはじめ、流通・販売業者、消費者団体、農業団体、行政、教育機関等で構成する推進体制の強化を図るとともに地域段階での整備を推進します。

第2 有機農業の推進施策

1 有機農業者等の支援

- 有機農業に取り組もうとする就農希望者が円滑に就農できるよう地域普及センターと就農支援センターが連携した相談活動を実施し、就農に向けた各種研修制度や研修先の紹介を行うとともに、就農が具体化した者には就農計画の策定や就農支援資金の活用、営農計画・経営等についての指導を行います。
- 農業大学校では有機農業の実践的な技術習得を支援するため、有機農業を目指す学生や就農希望者に対して、有機農業特別講座、就農トレーニング塾など有機農業に関するカリキュラムによる実践的な研修教育を実施します。
- 有機農業の普及啓発及び生産振興を目的として有機農業者や有機農業の推進に取り組む団体等で構成される「やまなし有機農業連絡会議」の活動を支援するとともに、有機農業の新規就農者、有機農業者グループなどに対する技術習得の指導や関係者相互の情報交換等の取組を促進します。
- 有機農業の取組に必要な技術の導入を促進するため、たい肥の生産や施用に必要な共同利用機械、育苗ハウスなどの共同利用施設等の整備を支援します。
- 有機農業への就農希望者及び規模拡大を目指す者などに対し、農地中間管理事業による農地集積や圃場整備事業などの活用により、有機農業団地を整備し、団地化による農地確保、規模拡大を支援します。

- 有機農業者や有機農業を目指す者に対し「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの認定を積極的に働きかけ、導入計画の認定に向けた助言・指導を行います。

さらに、環境保全型農業直接支払交付金の活用により、有機農業者への直接支援を市町村とともにを行います。

- 消費者が手軽に有機農産物を購入できるよう県産有機農産物の流通や販路の拡大を図るため、有機農業者が共同で行う量販店での販売コーナーの設置、実需者等のニーズに応えた共同出荷体制の整備を支援するとともに、企業や関係団体が開催する有機農業者等と流通・販売業者との商談会への参加を促進します。

2 有機農業に関する技術の体系化と普及

- 本県の気象条件や地理的条件に適応した有機農業の技術体系を確立するため、総合農業技術センターなどの研究機関において、有機農業者が実践している様々な技術や国などの試験研究機関、民間団体が開発した技術を組み合わせた作型や栽培方法などの農家ニーズに応じた研究実証に取り組みます。
- 総合農業技術センターなどの研究機関において実証された研究成果を普及するため、試験研究成果発表会やホームページなどを活用して、成果情報を発信します。
- 普及センターでは、総合農業技術センターなどの研究機関の研究成果をもとに、有機農業者や農業団体等と連携・協力して、現地に実証展示ほを設置するなどし、技術検討会を開催する中で、新たな有機農業の技術体系を地域へ普及します。
- 有機農業者等に対して効果的な指導や助言ができるよう革新支援専門員及び普及指導員やJA営農指導員を対象に、有機農業の知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、国や民間団体が行う研修に革新支援専門員及び普及指導員を派遣し、専門担当者を育成するなど、有機農業に関する普及指導体制の充実を図ります。

3 有機農業に対する消費者の理解の増進

- 消費者や農業者等を対象として有機農業に関する講演会や事例発表会の開催、県ホームページなどの各種広報媒体を活用した情報提供や県政出張講座による広報活動を行い、有機農業に対する理解を促進します。
- 有機農業により生産される農産物について消費者の理解促進を図るには、消費者に適切な情報を提供することが望ましいことから、有機農業者や流通・販売業者に対し J A S 法に基づく有機農産物の日本農林規格や特別栽培農産物に係る表示ガイドラインによる表示などの制度を活用し、適正な表示を行うよう普及啓発に努めます。
- 各種イベントでの有機農業を紹介するパネル展示や啓発資料の配布などの消費者に対する普及啓発活動による消費者の理解と関心を高める取組を支援します。
- 有機農業者と消費者の相互理解を増進するため、食育、地産地消、農業体験学習等の活動など、児童、生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組を支援します。

第3 有機農業の推進体制

1 県段階における推進体制の整備

- 有機農業の普及・拡大を進めるため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む団体、流通・販売業者、消費者団体、農業団体、行政等で構成する「山梨県有機農業推進協議会」による、県推進計画に基づく施策の推進や地域段階の取組を支援します。

2 地域段階における推進体制の整備

- 地域の実情に即した有機農業の推進を図るため、市町村における有機農業の推進方針、推進方策等を示した推進計画の策定を促進するとともに、市町村や農業団体、農務事務所等が一体となって有機農業者等への支援を行います。

山梨県有機農業推進計画 地域別の推進目標

1. 中北地域

(1) 現況

本県のほぼ中央部から北西部に位置する本地域のうち、八ヶ岳南麓や釜無川沿岸を中心とした地域では、県内の米生産量の約5割を占める水田農業が営まれるとともに、茅ヶ岳山麓等では、大根、レタス等の野菜を中心とした畑作農業や畜産、酪農等の様々な農業が営まれています。

有機農業については、冷涼な気候と日照時間に恵まれた立地条件によって、病害虫被害のリスクを回避出来る特徴を活かし、北杜市を中心に新規就農者による有機農業が盛んに取り組まれ、県下栽培面積の約87%が中北地域となっています。

本地域において有機農業を推進していくためには、自然条件や立地条件等の特性を活かした産地づくりが必要です。就農希望者のニーズ、消費者ニーズの多様化、環境に対する意識の高まりに対応するため、生物多様性保全などの効果が高い有機農業に取り組むことが必要となっています。

(2) 目標

本地域は、レタス等の葉菜類を中心とした露地野菜の栽培適地であります。

立地条件を活かし、慣行栽培の農業者や地域及び関係団体との協力体制を整備するとともに、自然環境の保全に資する農業を取り入れるため、有機農業の促進を図ります。

有機農業者は、危険分散のため広い面積を必要とし、農地を持たない新規参入者が主体であるため、遊休農地の活用に向けほ場整備等による農地確保の推進や、地域だけでの販路確保は難しいため共同出荷組織の育成を進め、県内外の量販店、飲食店等への新たな販売先の確保を目指し、栽培面積の倍増に向けた取組を推進します。

栽培面積約98ha→目標190ha

(法人等の規模拡大 年15ha×5年間=75ha

新規就農者の経営開始 年5名×1ha×5年間=25ha)

2. 峡東地域

(1) 現況

甲府盆地の東部に位置し、秩父多摩甲斐国立公園、御坂山系に囲まれた本地域は、本県を代表する果樹産地を形成しており、モモ、ブドウは日本一の生産量を誇っています。

有機農業については、冷涼な気候である標高が高い地域において取り組まれて

います。栽培面積比率は県下の約5%程度ですが、自然豊かな立地を活かし、消費者ニーズや環境に配慮した農業の取組が必要となっています。

(2) 目標

本地域は、標高の高い中山間地において、直売所などへの出荷向けの果菜、葉菜類を中心とする多品目野菜等の栽培適地であり、慣行栽培の農業者と地域や関係団体との協力体制を整備するとともに、自然環境の保全に資する農業として有機農業の促進を図ります。また、当地域の有機農業者は点在しているため、有機農業者同士の連携などを進め栽培面積の拡大を目指します。

栽培面積約5ha→目標約10ha

(現在栽培者の規模拡大 4ha、新規取組者 1ha)

3. 峡南地域

(1) 現況

甲府盆地の南部から静岡県境に及ぶ一帯に位置し、御坂山系及び赤石山系前衛の急峻な山岳に囲まれた本地域の農地は、笛吹川の沿岸と、釜無川が合流して形成される富士川とその支流に沿って開けており、急峻な地形の中に農地が点在しています。

本地域は、温暖な気候を活かした茶の栽培や、生産量は少ないものの、大塚にんじん、あけぼの大豆等、伝統的な農産物やこだわりの農産物が数多く生産されています。

有機農業については、温暖な気候を活かせる市川三郷町、富士川町の山間部において取り組まれ、栽培面積比率は県下の約3%程度ですが、豊かな自然や生物多様性保全に効果が高い有機農業に取り組むことが必要となっています。

(2) 目標

本地域は、温暖な気候を活かした冬期の、葉菜類を中心とした露地野菜の有機栽培が可能であり、慣行栽培の農業者と地域や関係団体との協力体制を整備するとともに、自然環境の保全に資する農業を取り入れるため有機農業の促進を図ります。また、当地域の有機農業者は点在しており、地域内はもとより、他地域の農業者との連携などを進め、新たな生産者の確保、直売所での販路確保等にも務め、栽培面積の拡大を目指します。

栽培面積 約3ha→目標 約6ha

(現在栽培者の規模拡大 約2ha、新規就農者、転換者約1ha)

4. 富士・東部地域

(1) 現況

南部地域は、富士箱根伊豆国立公園地域に属した国際的観光地である富士北麓地帯を擁し、富士西麓は、広大な牧草地が広がり酪農・肉用牛経営が盛んな地域です。北部地域は、秩父多摩甲斐国立公園を有し地域全体が急峻な山村地域であり、農業は水稻を中心とした零細経営で、兼業農家を主とした農家の離農問題が深刻化しています。標高700m以上の地域において、夏季の冷涼な気象条件を活かした酪農や高原野菜、花きの生産が行われており、豊富な湧水を利用したクレソン、わさび等特産野菜の栽培も盛んに行われています。

有機農業については、冷涼な気候の地域や直売所などでの販売が盛んな地域において取り組まれており、栽培面積比率は県下の5%程度ですが、地域の特性を活かした観光農業や都市交流と有機農業を組み合わせ、環境に配慮した農業を維持していく必要があります。

(2) 目標

本地域は、冷涼な気候を活かした夏場の葉菜類（レタス、キャベツ等）を中心とした露地野菜の有機栽培の適地であり、立地条件を活かし、慣行栽培の農業者と地域や関係団体との協力体制を整備するとともに、自然環境の保全に資する農業を取り入れるため有機農業の促進を図ります。直売施設等も多く整備されており、地場販売を一層促進します。当地域の有機農業者は点在しており、地域内はもとより、他地域の農業者との連携などを進め栽培面積の拡大を目指します。

栽培面積 約6ha→目標 約10ha

(現在栽培者の規模拡大 約2ha、新規就農者、転換者2ha)